

令和 7 年

東濃中部病院事務組合議会 第 1 回定例会会議録

令和 7 年 2 月 1 9 日開会
同 日 閉会

東濃中部病院事務組合議会

令和 7 年第 1 回東濃中部病院事務組合議会定例会会議録目次

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	2
議会事務局職員出席者	2
開 会	2
・ 日程第 1 会議録署名議員の指名について	3
・ 日程第 2 会期の決定について	3
・ 諸般の報告	3
・ 日程第 3 議第 1 号から日程第 10 議第 8 号（一括上程・説明）	3
・ 日程第 3 議第 1 号から日程第 5 議第 3 号（一括質疑）	10
・ 日程第 6 議第 4 号（質疑）	10
・ 日程第 7 議第 5 号から日程第 9 議第 7 号（一括質疑）	10
・ 日程第 10 議第 8 号（質疑）	11
・ 日程第 3 議第 1 号（討論・採決）	11
・ 日程第 4 議第 2 号（討論・採決）	11
・ 日程第 5 議第 3 号（討論・採決）	12
・ 日程第 6 議第 4 号（討論・採決）	12
・ 日程第 7 議第 5 号（討論・採決）	12
・ 日程第 8 議第 6 号（討論・採決）	12
・ 日程第 9 議第 7 号（討論・採決）	13
・ 日程第 10 議第 8 号（討論・採決）	13
・ 日程第 11 一般質問	
7 番 三輪田幸泰君	13
閉 会	17

令和7年第1回東濃中部病院事務組合議会定例会会議録

議 事 日 程

令和7年2月19日（水）午前9時開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議第1号 令和7年度東濃中部病院事務組合一般会計予算
- 第4 議第2号 令和7年度東濃中部病院事務組合休日急病診療事業特別会計予算
- 第5 議第3号 令和7年度東濃中部病院事務組合病院事業会計予算
- 第6 議第4号 令和6年度東濃中部病院事務組合病院事業会計補正予算（第2号）
- 第7 議第5号 東濃中部病院事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について
- 第8 議第6号 東濃中部病院事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例について
- 第9 議第7号 東濃中部病院事務組合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第10 議第8号 東濃中部病院事務組合病院事業実施施設の指定管理者の指定について
- 第11 一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議第1号から日程第10 議第8号
- 日程第11 一般質問

出席議員 10名

- | | |
|--------------|----------------|
| 1番 木 股 英 明 君 | 6番 福 永 泰 子 君 |
| 2番 安 藤 学 君 | 7番 三 輪 田 幸 泰 君 |
| 3番 水 石 玲 子 君 | 8番 渡 邊 康 弘 君 |
| 4番 北 谷 峰 二 君 | 9番 大 久 保 京 子 君 |
| 5番 西 尾 隆 久 君 | 10番 成 瀬 徳 夫 君 |

欠席議員 なし

説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	加 藤 淳 司 君	副 管 理 者	水 野 光 二 君
事 務 局 長	鈴 木 聡 君	総務課副参事	小 栗 健 利 君
総務課主幹	畑 中 寛 之 君		

議会事務局職員出席者

書 記	亀 谷 栄 聡 君
書 記	吉 田 和 史 君

午前 9時00分開会

○議長（成瀬徳夫君） 皆さん、おはようございます。令和7年第1回東濃中部病院事務組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

現在建設工事中の東濃中部医療センターが、今年の11月末には出来上がってくるということでございます。今まで両市の病院統合に向けて議論を進めてきた事がようやく形になる年となりました。引き続き工事の調整などにつきまして、しっかりと進めていただきますようよろしくお願いいたしますと思います。

さて、今定例会は、令和6年度補正予算や令和7年度予算、条例改正などの案件がございます。議員各位におかれましては、どうか慎重にして十分なる審議を尽くしていただき、議会の責務を果たしたいと思いますので、議事運営には特段のご協力をお願いいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それではここで、管理者である土岐市長からご挨拶をいただきたいと存じます。管理者 土岐市長 加藤淳司君。

〔管理者 土岐市長 加藤淳司君登壇〕

○管理者（土岐市長 加藤淳司君） 皆さんおはようございます。開会にあたり一言ご挨拶申し上げます。本日は、令和7年第1回東濃中部病院事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただき、誠に有難うございます。

さて、先ほども議長からもお話がございました東濃中部医療センターは今年の11月末に竣工、来年の今頃には開院する見込みとなっています。平成28年度から両市の病院の在り方についての検討がされてきた中で、土岐市立総合病院と瑞浪市の東濃厚生病院を一つに統合するという大きな決断をいたしまして、令和3年度にはこの東濃中部病院事務組合が設立されて以降、現在に至るまで新病院の建設に力を尽くしてまいりました。開院後は、地域医療の中核拠点として、土岐市、瑞浪市にお住まいの方やその周辺の方々にとっても頼りがいのある病院として安心安全な医療提供ができるよう進めて

まいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

今回の定例会では予算関係4件、条例関係3件、その他の案件1件、合計8件を提案させていただきました。議員各位におかれましては、慎重審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（成瀬徳夫君） ありがとうございます。

○議長（成瀬徳夫君） それでは、ただ今から令和7年第1回東濃中部病院事務組合議会定例会を開会いたします。

○議長（成瀬徳夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において福永泰子君及び三輪田幸泰君を指名いたします。

○議長（成瀬徳夫君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成瀬徳夫君） ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定しました。

○議長（成瀬徳夫君） この際、事務局より諸般の報告をさせていただきます。

○事務局書記（亀谷栄聡君） 諸般の報告をいたします。本日の会議に説明員として出席報告のありました方々の職・氏名一覧表をお手元に配付しておきましたので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（成瀬徳夫君） 諸般の報告につきましては、ただいま事務局の申し上げたとおりでございますので、ご了承願います。

○議長（成瀬徳夫君） 次に、日程第3 議第1号 令和7年度東濃中部病院事務組合一般会計予算から日程第10 議第8号 東濃中部病院事務組合病院事業実施施設の指定管理者の指定についてまでの8件を一括して議題といたします。

提案の理由及び議案の説明を求めます。管理者 土岐市長 加藤淳司君。

〔管理者 土岐市長 加藤淳司君登壇〕

○管理者（土岐市長 加藤淳司君） それでは、令和7年第1回東濃中部病院事務組合議会定例会が開催され、諸議案の審議をお願いするに当たりまして、組合の現状等につきまして、一言申し上げます。

昨年2月より着工いたしました新病院建設工事につきましては1年が経過し、鉄骨の建方工事まで終了しております。現在は、建物が足場で囲まれ、外壁工事と並行して一部内装工事が始まっている

状況でございまして、今年の6月末頃には外部の足場は撤去され、外観を見ることができるようになる見込みとなっております。また、新病院で使用する医療機器等の選定や移転に関する協議など、より詳細な部分についての課題を一つずつ解決していきながら、今年11月末の竣工を目指して着実に工事を進めて参りたいと考えております。

それでは、提案いたします案件につきまして、その概要をご説明いたします。今回ご審議をお願いいたします案件は、予算関係4件、条例関係3件、その他の案件1件、合計8件でございます。

議第1号から議第4号までの4件は予算に関するものでございます。

議第1号 令和7年度東濃中部病院事務組合一般会計予算は、予算総額5,434万7,000円で、医師確保奨学資金等貸付金負担金や助産師修学資金等貸付金などを計上するものでございます。

議第2号 令和7年度東濃中部病院事務組合休日急病診療事業特別会計予算は、予算総額6,183万4,000円で、医師・薬剤師謝礼金、病院群輪番制委託料などを計上するものでございます。

議第3号 令和7年度東濃中部病院事務組合病院事業会計予算は、収益的収入及び支出が13億6,778万8,000円、資本的収入及び支出は239億660万7,000円、予算総額が252億7,439万5,000円で、新病院建設事業費などを計上するものでございます。

議第4号 令和6年度東濃中部病院事務組合病院事業会計補正予算（第2号）は、給与改定に伴う人件費負担金の補正及び支払利息の増額補正と、東濃中部病院事務組合病院事業の指定管理を行うための債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

議第5号から議第7号までの3議案は条例に関するものでございます。

議第5号 東濃中部病院事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部改正及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正をしようとするものでございます。

議第6号 東濃中部病院事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例については、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正をしようとするものでございます。

議第7号 東濃中部病院事務組合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、診療科目の追加及び法定以外の利用料金、手数料を策定する改正をしようとするものでございます。

その他の案件といたしまして、議第8号 東濃中部病院事務組合病院事業実施施設の指定管理者の指定については、公立東濃中部医療センターの指定管理者を、岐阜県厚生農業協同組合連合会 代表理事理事長 谷口直樹氏に指定しようとするものでございます。

以上がご審議をお願いいたします案件の概要でございます。詳細につきましては、これより事務局長がご説明いたしますので、よろしくご審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（成瀬徳夫君） 事務局長 鈴木聡君。

〔事務局長 鈴木聡君登壇〕

○事務局長（鈴木聡君） おはようございます。よろしくお願いいたします。それでは議案集別冊の令和7年度東濃中部病院事務組合予算書・予算説明書をよろしくお願いいたします。1ページをよろしくお願いいたします。

議第1号 令和7年度東濃中部病院事務組合一般会計予算についてご説明いたします。一般会計予算は、組合全体に関する経費について計上する予算としております。

第1条は歳入歳出予算で、歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ5,434万7,000円と定めるものでございます。内容は事項別明細書で説明をいたします。

第2条は歳出予算の流用で、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものでございます。4ページをよろしくお願いいたします。

事項別明細書でございます。

歳入についてご説明させていただきます。1款 分担金及び負担金、1項、1目 構成市負担金は4,942万8,000円で、構成市からの負担金を計上いたしました。2款 県支出金、1項 県補助金、1目 衛生費県補助金は180万円で、岐阜県地域医療確保事業費補助金を計上いたしました。3款、1項、1目 繰越金は300万円で前年度繰越金でございます。4款 諸収入、1項、1目 雑入は11万9,000円で、岐阜県市町村振興協会の助成金でございます。5ページをよろしくお願いいたします。

歳出についてご説明させていただきます。1款、1項、1目 議会費は8万7,000円で、組合議会の議員報酬及び事務局に要する経費を計上いたしました。5ページ中段から6ページをよろしくお願いいたします。2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費は3,861万2,000円で、主なものとして事務系職員の人件費負担金や市庁舎施設使用料などを計上いたしました。2項、1目 監査委員費は4万8,000円で、監査委員に要する経費について計上いたしました。6ページ下段から7ページをよろしくお願いいたします。3款 衛生費、1項 保健衛生費、1目 保健衛生総務費は1,260万円で、医師確保奨学金等貸付金の負担金及び助産師修学資金等貸付金に係る経費を計上いたしました。4款、1項、1目 予備費は300万円で、不測の経費に対処するため所要額を計上いたしております。続きまして8ページをよろしくお願いいたします。

給与費明細書でございます。組合議会議員報酬7万6,000円、その他、情報公開・個人情報保護審査会委員報酬17万7,000円、行政不服審査委員会委員報酬13万5,000円、監査委員報酬3万6,000円を記載しております。組合事務局職員については、予算科目上負担金に分類されておりますので、給与費明細書には計上されておられません。9ページをよろしくお願いいたします。

構成市負担金明細書でございます。予算の属する年度の前年度4月1日現在人口から人口比を算出し、人口割額について記載しております。11ページをよろしくお願いいたします。

議第2号 令和7年度東濃中部病院事務組合休日急病診療事業特別会計予算についてご説明させていただきます。

第1条は歳入歳出予算で歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ6,183万4,000円と定めるものでございます。内容につきましては事項別明細書で説明をいたします。

14ページをお願いいたします。事項別明細書でございます。

歳入についてご説明させていただきます。1款 診療収入、1項 外来収入は1,661万4,000円で、外来患者の診療報酬収入と自己負担分などについて計上いたしました。2款 分担金及び負担金、1項、1目 構成市負担金は4,410万5,000円で、構成市からの負担金でございます。3款 使用料及び手数料、1項 手数料、1目 診療費手数料は11万5,000円で、診療費手数料について計上いたしました。4款、1項、1目 繰越金は100万円で、前年度繰越金でございます。

15ページをお願いいたします。

次に歳出についてご説明させていただきます。1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費は785万1,000円で、事務系職員の人件費負担金などについて計上いたしました。15ページ下段から16ページをお願いいたします。2款、1項、1目 診療費は5,298万3,000円で、主なものとして、医師・看護師への謝礼金及び医薬材料費、病院群輪番制委託業務費などについて計上いたしました。3款、1項、1目 予備費は100万円で、不測の経費に対処するため所要額を計上しております。17ページから18ページをお願いいたします。

給与費明細書でございます。休日急病診療所運営委員報酬12万6,000円、看護師及び事務員報酬269万5,000円を記載しております。19ページをお願いいたします。

構成市負担金明細書でございます。予算の属する年度の前年度4月1日現在人口から人口比を算出し、人口割額について記載しております。21ページをお願いいたします。

議第3号 令和7年度東濃中部病院事務組合病院事業会計予算についてご説明させていただきます。第1条は総則であります。第2条は業務の予定量であります。第1号、病床数は一般病床400床としております。第2号、主要な建設改良事業は施設整備事業として165億2,160万4,000円、医療機器等整備事業として63億8,981万9,000円を予定しております。22ページをお願いいたします。第3条、収益的収入及び支出と、23ページの第4条、資本的収入及び支出の予定額につきましては、後ほど予算実施計画によりご説明させていただきます。24ページをお願いいたします。第5条は企業債でございます。令和7年度に予定する新病院建設事業として188億2,210万円を限度として起債を予定するものでございます。第6条は一時借入金でございます。その限度額を2億円と定めるものでございます。第7条は予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものでございます。第8条は議会の議決を経なければ流用することが出来ない経費といたしまして、第1号 職員給与費を124万8,000円と定めるものであります。25ページをお願いいたします。第9条は重要な資産の取得でございます。令和7年度に取得する資産としまして、建物の公立東濃中部医療センター及び院内保育所・病児病後児棟と医療機器等の購入をするものでございます。27ページをお願いいたします。

令和7年度東濃中部病院事務組合病院事業会計予算実施計画でございます。

まず、収益的収入及び支出のうち収入でございます。1款 病院事業収益は13億6,778万8,000円で、1項 医業収益、1目 その他医業収益は250万円で、文書料でございます。2項 医業外収益のうち、1目 補助金は、6億5,071万3,000円で主な収入は病床機能再編支援給付金で、2目 負担金及び交付金は、6億7,506万1,000円で、主なものとして構成市負担金を計上しております。3目 長期前受金戻入は40万円で、固定資産減価償却費見合分でございます。4目 その他医業外収益は3,911万4,000円で、建物貸付料などでございます。28ページをお願いいたします。

次に支出でございます。1款 病院事業費用は13億6,778万8,000円で、その内訳といたしまして、1項 医業費用、1目 給与費は124万8,000円で職員手当でございます。2目 経費は11億4,654万6,000円で、主な費用といたしまして医療機器や什器・備品費、新病院移転・開院業務委託料、技術系職員の人件費負担金、病床機能再編支援給付金の土岐市支出金などを計上しております。3目 減価償却費は40万円で、ソフトウェア減価償却費でございます。4目 研究研修費は2万2,000円で、図書等の購入費用でございます。2項 医業外費用、1目 支払利息及び企業債取扱諸費は2億1,657万2,000円で、病院事業債利息及び一時借入金利息でございます。3項、1目 予備費は300万円で、不測の経費に対処するため所要額を計上しております。29ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出のうち、収入でございます。1款 資本的収入は239億660万7,000円で、1項、1目 補助金は39億3,728万円で、医療機能統合再編施設整備費補助金や、へき地医療拠点病院施設整備費補助金等について計上しております。2項、1目 企業債は188億2,210万円で、新病院建設事業に係る借入額について計上しております。3項 負担金、1目 構成市負担金は11億4,722万7,000円で、構成市負担金及び病児病後児棟建設費負担金でございます。続きまして、30ページをお願いいたします。

次に支出でございます。1款 資本的支出は、239億660万7,000円で、1項 建設改良費、1目 施設整備費は165億2,160万4,000円で、主なものとして建設工事費、建設工事監理業務委託費、院内ネットワーク構築業務委託費などを計上しております。2目 固定資産購入費は63億8,981万9,000円で、医療機器購入費や医療情報システム購入費、備品購入費を計上しております。3目 敷地造成費は792万円で、開発・造成変更に伴う申請手数料及び業務委託料でございます。2項、1目 企業債償還金は9億8,426万4,000円で、病院事業債償還金でございます。3項、1目 予備費は300万円で、不測の経費に対処するため、所要額を計上いたしました。

31ページから43ページまでは予定キャッシュフロー計算書、人件費関係や予定損益計算書、予定貸借対照表、構成市負担金明細書などの資料が添付してございます。説明は省略させていただきます。

すので、後ほどお目通しをお願いいたします。

続きまして議案集別冊の令和6年度東濃中部病院事務組合補正予算書・補正予算説明書をお願いいたします。1ページをお願いいたします。

議第4号 令和6年度東濃中部病院事務組合病院事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。第1条は総則で、令和6年度東濃中部病院事務組合病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第2条は収益的収入及び支出で、令和6年度東濃中部病院事務組合病院事業会計予算第3条に定めた収益的支出の第1款 病院事業費用、第1項 医業外費用の予定額に461万2,000円を追加し、病院事業費用の合計額を1億2,206万3,000円とするものでございます。第3条は債務負担行為の補正でございます。債務負担行為の追加として、公立東濃中部医療センター指定管理料につきまして、令和6年度から令和37年度の期間で限度額を「令和8年度から令和37年度までの間において、組合構成市の普通交付税の基準財政需要額に算入された額のうち、病床数、救急告示病院数及び救急告示病床数から算出された額及び本業務の目的をより効果的に達成するために組合が負担することが適切と組合が認める額の和の総額」とするものです。2ページをお願いいたします。

補正予算実施計画でございます。今回の補正予算は、人事院勧告等による給与改定で、人件費負担金として214万2,000円を増額補正するもの、及び、建設前払金を支払う必要から、当初見込みより借入日が前倒しになったことに伴う支払利息分の不足額として247万円の補正をお願いするものでございます。

3ページは予定キャッシュフロー計算書でございます。説明は省略させていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。4ページをお願いいたします。

債務負担行為に関する調書でございます。今回の補正予算は、公立東濃中部医療センター指定管理料につきまして「令和8年度から令和37年度までの間において、組合構成市の普通交付税の基準財政需要額に算入された額のうち、病床数、救急告示病院数及び救急告示病床数から算出された額及び本業務の目的をより効果的に達成するために組合が負担することが適切と組合が認める額の和の総額」とし、その予定額を限度額とするものでございます。

5ページから8ページまでは予定貸借対照表、注記となります。説明は省略させていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

続きまして、議第5号 東濃中部病院事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案集1ページをお願いいたします。

東濃中部病院事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。提案理由といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、この条例を定めようとするものであります。なお、説明に当たりましては概要を説明させていただき、条文の読み

上げは省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議案集 2 ページ及び新旧対照表は 1 ページをお願いいたします。第 2 条第 10 項において参照する条項「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、新旧対照表は 2 ページでございますが、第 12 条第 5 項の表において参照する条項「第 2 条第 9 項」とあるものを「第 2 条第 10 項」に改めるものです。また、新旧対照表の 3 ページにかけまして、第 53 条から第 55 条までの規定の中で「懲役」を「拘禁刑」に改めるものでございます。附則としまして、この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものとし、第 53 条から第 55 条までの改正規定については、令和 7 年 6 月 1 日から施行するものでございます。また、第 53 条から第 55 条までの改正規定の施行前にした行為の処罰については、従前の例によるものとするものでございます。続きまして議案集 3 ページをお願いいたします。

議第 6 号 東濃中部病院事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

東濃中部病院事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。提案理由といたしましては、刑法等の一部改正に伴い、この条例を定めようとするものでございます。議案集 4 ページ及び新旧対照表は 1 ページをお願いいたします。附則の第 3 条第 4 項及び第 5 項の中で「懲役」とあるものを「拘禁刑」に改めるものでございます。附則としまして、この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行するものとし、施行前にした行為の処罰については、従前の例によるものでございます。続きまして、議案集 5 ページをお願いいたします。

議第 7 号 東濃中部病院事務組合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

東濃中部病院事務組合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。提案理由は、診療科目を追加し、並びに法定以外の利用料金及び手数料を策定するため、この条例を定めようとするものであります。議案集の 6 ページ及び新旧対照表は 1 ページをお願いいたします。第 3 条第 2 項の診療科目につきまして、中段の血管外科の次に「心臓血管外科」を追加し、最下段の歯科口腔外科の次に「緩和ケア内科」を加えるものでございます。第 12 条第 2 項第 2 号は、健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律及び介護保険法の規定により算定し難い利用料金の額を議案集の 7 ページから 13 ページに記載の別表第 1 に定める額の範囲内で指定管理者が管理者の承認を得て定める額とするものでございます。新旧対照表は 2 ページをお願いいたします。第 12 条第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項として、第 5 項と第 6 項を追加し、指定管理者の指定を取り消したり、期間を定めて管理に係る業務の停止を命じた場合で、管理者が臨時に施設の管理を行うときに限り、管理者は、第 2 項各号に掲げる基準により算定した費用の額の範囲内で使用料を徴収すること及び、その場合には、第 14 条及び第 15 条の規定を準用して、「利用料金」を「使用料」、「指定管理者」を「管理者」と読み替えるよう定めるものでもでございます。第 14 条を第 16 条として、第 13 条第 1 項の「利用料金」に「及び手数料」を加えて第 14 条とし、新旧対照表の 3 ページにかけまして、

第15条として減免又は徴収を猶予することができる場合について定めるものでございます。第12条の次に第13条を加えて、手数料の額を議案集の14ページ及び15ページに記載の別表第2に定める額に100分の110を乗じて得た額とするものでございます。附則として、この条例は、公布の日から施行するものでございます。続きまして、議案集の16ページをお願いいたします。

議第8号 東濃中部病院事務組合病院事業実施施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

組合は、次の条項により指定管理者を指定するものとする。施設の名称は、公立東濃中部医療センターであります。指定管理者は、岐阜県岐阜市宇佐南4丁目13番1号、岐阜県厚生農業協同組合連合会、代表理事理事長 谷口直樹氏であります。指定の期間は、施設の供用開始日から令和38年3月31日までとするものでございます。今回の指定管理者の指定につきましては、土岐市立総合病院と東濃厚生病院の2病院を統合して1病院化することに伴い建設を進めて参りました公立東濃中部医療センターの管理及び運営について、岐阜県厚生農業協同組合連合会を指定管理者とすることにより、中・長期的に東濃中部地域における安心・安全な医療提供体制を確保するため、提案させていただくものでございます。提案の説明については以上でございます、よろしくお願いいたします。

○議長（成瀬徳夫君） ご苦労様でした。会議の途中ですが、ここで10分間の休憩をいたします。

午前 9時38分休憩

午前 9時48分再開

○議長（成瀬徳夫君） それでは、会議を再開いたします。

○議長（成瀬徳夫君） これより議題を分割して、質疑を行います。議第1号 令和7年度東濃中部病院事務組合一般会計予算 から、議第3号 令和7年度東濃中部病院事務組合病院事業会計予算 までの3件について質疑を行います。ただ今のところ質疑の通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成瀬徳夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

○議長（成瀬徳夫君） 次に、議第4号 令和6年度東濃中部病院事務組合病院事業会計補正予算（第2号）について質疑を行います。ただ今のところ質疑の通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成瀬徳夫君） なしと認め、質疑を終結いたします。

○議長（成瀬徳夫君） 次に、議第5号 東濃中部病院事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について から、議第7号 東濃中部病院事務組合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について までの3件について質疑を行います。ただ今のところ質疑の通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成瀬徳夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

○議長（成瀬徳夫君） 次に、議第8号 東濃中部病院事務組合病院事業実施施設の指定管理者の指定について質疑を行います。ただ今のところ質疑の通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成瀬徳夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

○議長（成瀬徳夫君） ただ今までに議題となり、質疑の終結いたしました議第1号 令和7年度東濃中部病院事務組合一般会計予算 から、議第8号 東濃中部病院事務組合病院事業実施施設の指定管理者の指定について までの8件について、討論のある方は休憩中に通告書を提出してください。ここで暫時休憩いたします。

午前 9時51分休憩

午前 9時51分再開

○議長（成瀬徳夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。これより議案を分割して、討論・採決を行います。

議第1号 令和7年度東濃中部病院事務組合一般会計予算について討論を行います。ただ今のところ討論の通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成瀬徳夫君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（成瀬徳夫君） 挙手全員であります、手を下ろしてください。よって、議第1号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（成瀬徳夫君） 次に議第2号 令和7年度東濃中部病院事務組合休日急病診療事業特別会計予算について、討論を行います。ただ今のところ討論の通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成瀬徳夫君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（成瀬徳夫君） 挙手全員であります、手を下ろしてください。よって、議第2号議案は原案のと

おり可決されました。

○議長（成瀬徳夫君） 次に議第3号 令和7年度東濃中部病院事務組合病院事業会計予算について討論を行います。ただ今のところ討論の通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成瀬徳夫君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（成瀬徳夫君） 挙手全員であります、手を下ろしてください。よって、議第3号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（成瀬徳夫君） 次に議第4号 令和6年度東濃中部病院事務組合病院事業会計補正予算（第2号）について討論を行います。ただ今のところ討論の通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成瀬徳夫君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（成瀬徳夫君） 挙手全員であります、手を下ろしてください。よって、議第4号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（成瀬徳夫君） 次に議第5号 東濃中部病院事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。ただ今のところ討論の通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成瀬徳夫君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（成瀬徳夫君） 挙手全員であります、手を下ろしてください。よって、議第5号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（成瀬徳夫君） 次に議第6号 東濃中部病院事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例について、討論を行います。ただ今のところ討論の通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成瀬徳夫君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（成瀬徳夫君） 挙手全員であります、手を下ろしてください。よって、議第6号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（成瀬徳夫君） 次に議第7号 東濃中部病院事務組合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。ただ今のところ討論の通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成瀬徳夫君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（成瀬徳夫君） 挙手全員であります、手を下ろしてください。よって、議第7号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（成瀬徳夫君） 次に議第8号 東濃中部病院事務組合病院事業実施施設の指定管理者の指定について討論を行います。ただ今のところ討論の通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成瀬徳夫君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（成瀬徳夫君） 挙手全員であります、手を下ろしてください。よって、議第8号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（成瀬徳夫君） 次に日程第11 一般質問を行います。質問を許可します。7番 三輪田幸泰君。

〔7番 三輪田幸泰君登壇〕

○7番（三輪田幸泰君） 皆さんおはようございます。東濃中部病院事務組合議員 議席番号7番 三輪田幸泰でございます。議長のお許しを頂きましたので、発言通告に従い一般質問させていただきます。

よろしくお願いいたします。今日は発言を2題、いたしたいと思います。

まずは、発言事項1. 病院スタッフの確保について質問いたします。この質問は、令和6年2月15

日に令和6年東濃中部病院事務組合議会第2回定例会の際、北谷議員が、医師の確保についての一般質問を行われておられますが、あれから1年が経っています。また、1年後の令和8年2月の開院のスケジュールの中においても、病院スタッフの確保は、昨今、働き方改革が進む中では、病院スタッフの方々も御多分に漏れず働き方改革が進んで行かぬばいけませんことから、とても大変なことであると思います。要旨ア 令和8年2月開院までの病院スタッフ確保の状況はどのようなか。医師確保の進捗状況はどのようなか。お答えをお願いします。

○議長（成瀬徳夫君） 管理者 土岐市長 加藤淳司君。

○管理者（土岐市長 加藤淳司君） 令和6年2月の定例会において北谷議員の同様の質問に対して答弁をしていますので、重複する箇所がございますが、現時点での状況をお答えしたいと思います。

さて、医師確保の進捗状況についてのご質問でございますけれども、医師の確保につきましては、現在の土岐市立総合病院及び東濃厚生病院に勤務していただいている医師の方で、そのまま新病院で勤務いただける医師の他には、常勤医、非常勤医を含めて、今の所はしっかりと確定しているということではございません。今後、開院が近づくにつれて具体的になってくるものと思っております。

医師確保の働きかけということでございますけれども、昨年の12月には管理者と、副管理者であります瑞浪市長と大学医局に伺いました。一部診療科への医師派遣のお願いをしており、今回、議決をいただきました色々な診療科の追加ということでございますけれども、そういったところにつきましては、前向きな調整ができていっている所でございます。今後も含めまして、指定管理者であるJA岐阜厚生連と協力しながら、積極的な働きかけをしていきたいと思っておりますが、現状でもそういう働きかけをしている状況でございます。来年2月の新病院開院まで約1年ということでございます。引き続き医師確保につきましては進捗確認をしながら開院に向けた体制を整えて参りたいと、そのように思っている所でございますのでよろしくお願い致します。

○7番（三輪田幸泰君） ありがとうございます。今、管理者 加藤土岐市長さんの答弁で、昨年12月に管理者、副管理者が大学医局に赴かれまして、一部診療科への医師派遣のお願いをされたとのこと。また、指定管理予定者であるJA岐阜厚生連と連携しながら、大学医局に対して積極的な働きかけを行って下さっている、との事でした。

現在の予定ですと、先ほどの説明でもありましたが、病院施設の建物が今年の11月末には竣工できると話がありました。診療科目も、心臓血管外科、緩和ケア内科も増えて大変ではありますが、引き続き指定管理予定者であるJA岐阜厚生連と連携を取りながら、管理者 加藤土岐市長、副管理者 水野瑞浪市長、指定管理予定者 JA岐阜厚生連の三者様におかれまして、大学医局への働きかけなど、更に積極的に行って頂きまして医師確保の道筋をよろしくお願い致します。

次は、看護師等の医療スタッフ確保についてお尋ねいたします。看護師等の医療スタッフの方々においても、働き方改革が進む中では、御多分に漏れず働き方改革が進んで行かぬばいけません。現在の土岐市立総合病院及び東濃厚生病院の現職の看護師等の医療スタッフさん達が、すべてそのまま移

動していただけますことが望ましいと思いますが、労働や職場環境の変化等で欠員が考えられると思います。看護師等の医療スタッフ確保の進捗状況はどのようなか、お答えをお願いいたします。

○議長（成瀬徳夫君） 管理者 土岐市長 加藤淳司君。

○管理者（土岐市長 加藤淳司君） 看護師等医療スタッフ確保の進捗状況ということでございます。看護師等医療スタッフは、両病院からそのまま新病院で勤務いただける医療スタッフを合わせましても予定する人数には充足しない見込みでございます。ですので、指定管理者である J A岐阜厚生連においては、随時での募集や様々な学校を回って周知を図っている他、ホームページへの掲載、学生向けの説明会等において、建設中の新病院の魅力を紹介しながら積極的にスタッフ募集の活動を行っておりというふうに聞いております。組合といたしましても、昨年度から助産師修学資金等貸与制度により助産師確保に向けた取組みの支援をしております、現在までに4人の方にこの制度を利用いただいている所でございます。

看護師等の医療スタッフ確保は、どの病院においても大変に厳しい状況であるということを知っておりまして、特にこの東濃地域においては、医療スタッフが名古屋圏へ流出してしまうという現状もございます。引き続き指定管理者である J A岐阜厚生連と協力しながら開院時にしっかりと病院運営ができるよう、医療スタッフの確保に努めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（成瀬徳夫君） 三輪田議員、発言をするときに議長の許可を受けてください。三輪田幸泰君。

○7番（三輪田幸泰君） ありがとうございます。以前に西濃厚生病院を視察した際に私は、質問をいたしました。西濃厚生病院は、病床数は400床でありましたことから、新病院と同じ規模でした。そこで、看護師の職員の数を伺いました。その時の答えは、看護師は300人程を配置する予定であるが、現時点では診療科等の配置の遅れから300人に満たない人数で運営をされているとの答えであったと記憶しています。看護師確保には困難があると思います。更に、関連いたします医療スタッフの確保は、更に厳しいのでは、無いかと思います。

新病院の様々な魅力をアピールしながら、看護大学などの各医療スタッフ養成施設への働きかけや、2月開院予定なので、時期的に各学校等の新卒さん達の新病院への就職は大きな魅力になると思います。また、潜在看護師など、潜在各医療スタッフと言われる現役さんでない方々の発掘も踏まえて、引き続き指定管理者である J A岐阜厚生連と連携を取りながら確保に御尽力頂きますようよろしくお願いいたします。

続いて発言事項2. 患者、医療機器の移転について質問いたします。

令和7年1月30日に公立東濃中部医療センター移転等業務委託に係るプロポーザル公募公告が出されており、事業候補者の選定を公募型プロポーザル方式より実施すると公告されています。ホームページに掲載ありましたが、一般の人は仕様書まで閲覧することは出来ませんでした。

関連している質問になると思いますのでよろしくお願いいたします。開院の際は、2つの病院から患者さん、医療機器が新病院へ移り、一般的な引越しに部類する単純作業から、患者さんの健康状態

を第一に新病院へ転院することは、複雑多岐に渡る事であると思います。

要旨ア 患者、医療機器の移転についてどのような。開院時において患者、医療機器の移転に係る調整はどのような。お答えをお願いします、事務局長よろしく願いいたします。

○議長（成瀬徳夫君） 事務局長 鈴木聡君。

○事務局長（鈴木聡君） 開院時の患者さんや医療機器の移転についてということでございます。

両病院に入院している患者さん及び使用している医療機器、備品の一部は東濃中部医療センターの開院に合わせて移転作業を実施する予定をしております。今年度中に、その移転作業を委託する事業者については、先ほど議員さんもおっしゃっていた通り、プロポーザルによって選定できる見込みとなっております。

移転に係る具体的な調整につきましては、事業者が決定してから土岐市立総合病院と東濃厚生病院の担当の方々と実施していくこととなりますが、病院の新設ですとか増築、あるいは病院統合による移転等について、他の病院で色々な事例がございますので、そちらの事例を研究しながら、開院のタイミングに合わせて新病院に移転ができるよう事業を進めて参りたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

○議長（成瀬徳夫君） 7番 三輪田幸泰君。

○7番（三輪田幸泰君） ありがとうございます。それぞれの専門家の方々が、最善の方法で移転等の業務を遂行して下さる事と思いますが、一般引越しに関して生じる問題とは、比べ物にならないほどの大きな問題が起きてはならない事が懸念されます。綿密な移転に係る調整を行って頂き、開院のタイミングで新病院に移転が出来ますようしっかりと、着実に事業を進めて頂きたいとお願い申し上げ、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（成瀬徳夫君） これにて、日程第11 一般質問を終結いたします。

○議長（成瀬徳夫君） 以上で、本日の日程のすべてを終了いたしました。これもちまして、令和7年第1回東濃中部病院事務組合議会定例会を閉会いたします。ここで、副管理者 瑞浪市長からご挨拶をいただきます。副管理者 瑞浪市長 水野光二君。

〔副管理者 瑞浪市長 水野光二君登壇〕

○副管理者（瑞浪市長 水野光二君） 本定例会に上程させていただきました8つの議案につきまして、すべての議案の慎重審議を賜り、可決、ご承認をいただきましたことに対しまして厚く御礼を申し上げます。

今、病院の建設も順調に進んでおりまして、11月に竣工を予定しておりますので、特に令和7年度、新年度予算の可決ということは大変重要な議案でございましたけれども、しっかり可決をいただきましたので、竣工に向けて、そして来年2月の開院に向けて、医療機器などの設置もですね、今ご指摘もありましたようにスムーズに進めていきたいと思っているところでございますので、引き続きま

た注視をいただければというふうに思っております。

また、もう一つですね、今定例会で上程させていただきました指定管理者の件でございますけれども、これは本当に重要協議事項として、今まで土岐市、瑞浪市、そしてＪＡ岐阜厚生連との協議を進めてきたわけでございます。それぞれの想いを集約しまして、指定管理者として協議が整いましたので今定例会に上程させていただきましたが、この件につきましても慎重審議いただき、ご理解いただきましたことに対しまして厚く御礼申し上げたいと思います。

これでしっかりですね、３者が連携をとりまして、今も一般質問でありましたように医師の確保、医療スタッフの確保に向かって、厚生連さんにしっかり指定管理者としての役割を果たしていただかなければならないと思いますし、厚生連さんに任せるだけではなく、我々２市もしっかり連携をとってですね、来年２月の開院に向けてしっかり準備を進めていきたい、そんな風にも改めて今、想いをしたところでございますので、どうか引き続きご理解とご協力をよろしくお願いします。

それでは、以上で私の閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（成瀬徳夫君） ありがとうございます。これにて散会します。ご苦勞様でございました。

午前１０時１４分散会

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

東濃中部病院事務組合議会議長 成瀬 徳 夫

議 員 福 永 泰 子

議 員 三輪田 幸 泰